



WTOの多国間・複数国間交渉を 補完するFTA

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 国際経済課 伊藤 博敏

2022年3月17日

自己紹介

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 国際経済課

課長 伊藤 博敏

いとう ひろとし



- 1998年ジェトロ入構。
- 海外駐在：インド・ニューデリー（2003～08）、タイ・バンコク（2013～2017）
- バンコク駐在後、企画部海外地域戦略主幹・東南アジア（2017～20）を経て現職
- 専門分野：東南・南西アジアの調査・企業支援。地域経済統合などをテーマに、レポートの執筆や講演活動、進出実務などに関する企業支援等に従事。
- 主な著書：『FTAの基礎と実践: 賢く活用するための手引き』（編著、白水社）『タイ・プラスワンの企業戦略』（共著、勁草書房）『アジア主要国のビジネス環境比較』、『アジア新興国のビジネス環境比較』（編著、ジェトロ）、『インドVS中国：二大新興国の実力比較』（共著、日本経済新聞出版社）、『インド成長ビジネス地図』（共著、日本経済新聞出版社）、『インド税務ガイド：間接税のすべてがわかる』（単著、ジェトロ）など。

本日の内容

I. WTO貿易円滑化協定とFTA（RCEP）

II. WTO電子商取引交渉とFTA

1 | WTO・ドーハラウンドでの主な交渉分野

- WTO・ドーハ・ラウンド交渉（2002年～）は過去11回の閣僚会議を実施。主要8分野の多国間交渉における立法面の最大の成果は「貿易の円滑化に関する協定」（TFA）の採択と発効（17年2月）
- 第11回閣僚会議（2017年11月）では、電子商取引を含む4分野について、それぞれ有志国で交渉を主導していく新たなアプローチが始動。

WTO多国間交渉と複数国間交渉の分野と主な内容

交渉形態	交渉分野	主な交渉内容	参加国
多国間	非農産品市場アクセス	関税削減、非関税障壁の撤廃	全WTO 加盟国・地域
	農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等	
	サービス	サービス分野の外貨規制緩和や迅速化、実施に伴う途上国支援	
	ルール	アンチ・ダンピングや補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入	
	貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化。貿易円滑化協定の履行促進	
	知的所有権	ワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度など	
	開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）	
	貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化	
複数国間	電子商取引	電子商取引の円滑化、自由化、キャパシティビルディングなど	86カ国・地域
	投資円滑化	投資環境の透明、予見可能性の向上、行政手続きの円滑化	112カ国・地域
	中小零細企業	情報提供、貿易金融、中小零細企業に配慮した国内規制	94カ国・地域
	サービス分野の国内規制	審査に関する手続きや基準・期間の公表、審査の独立性	67カ国・地域

（注）複数国間交渉の参加国・地域数は2021年12月末時点

（出所）WTO発表、ジェトロ貿易投資報告などから作成

2 | WTOの貿易円滑化協定とは？

- WTOの貿易円滑化協定（TFA）は2017年2月発効。全加盟国参加の協定発効はWTO設立以来、初。
- WTOは、TFAの完全施行により、貿易にかかるコストは世界全体で14.3%軽減されると見積もる。また輸出・輸入にかかる日数は、それぞれ2日、1.5日短くなると試算。

WTO貿易円滑化協定の条文の構成

第1節 各国が実施すべき貿易円滑化措置	
第1条	情報の公表および入手可能性
2条	意見の表明の機会、効力発生前の情報及び協議
3条	事前教示
4条	異議の申立て又は審査の請求のための手続
5条	公平性、無差別待遇及び透明性を向上させるためのその他の措置
6条	輸入及び輸出、又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金並びに罰に関する規律
7条	物品の引き取りおよび通関
8条	国境機関の協力
9条	税関の管理下における輸入予定の物品の移動
10条	輸入、輸出及び関連する手続
11条	通過の自由
12条	税関協力
第2節 開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対する特別なかつ異なる待遇の規定	
第13～22条	
第3節 制度上の措置および最終規定	
第23～24条	

第3条 事前教示

輸入者からの申請により、輸入税関が、関税分類や原産性について書面で回答する「事前教示制度」の導入

第7条 物品の引き取りおよび通関

到着前の手続きの処理や関税の電子的な納付を規定
認定事業者に対する通関手続きの軽減などの優遇措置

第10章 輸入、輸出及び通過に関連する手続

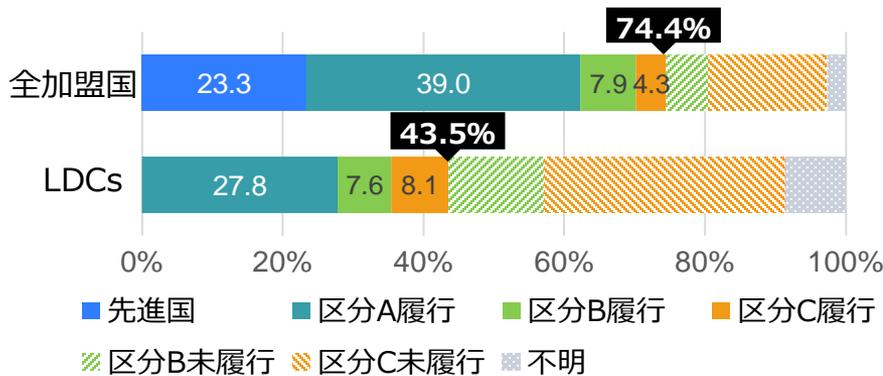
通関手続きのシングルウィンドウの整備
船積み前検査（関税分類・関税評価に関する）の廃止など

途上国は、措置の履行に際し、1) 他国から必要な能力開発の支援が受けられること、2) 履行開始日をWTOに通報するまでに一定期間の猶予が与えられることなどを規定

3 | WTO貿易円滑化協定の履行率

- 協定の履行率（22年3月時点）は、全加盟国で74.4%。後発開発途上国（LDCs）では43.5%
- 開発途上国（途上国）や後発開発途上国（LDCs）は、各条項について、自国の履行能力に応じた履行開始日の設定が可能。区分ごとに定められた期限内に履行開始日をWTOに通報する

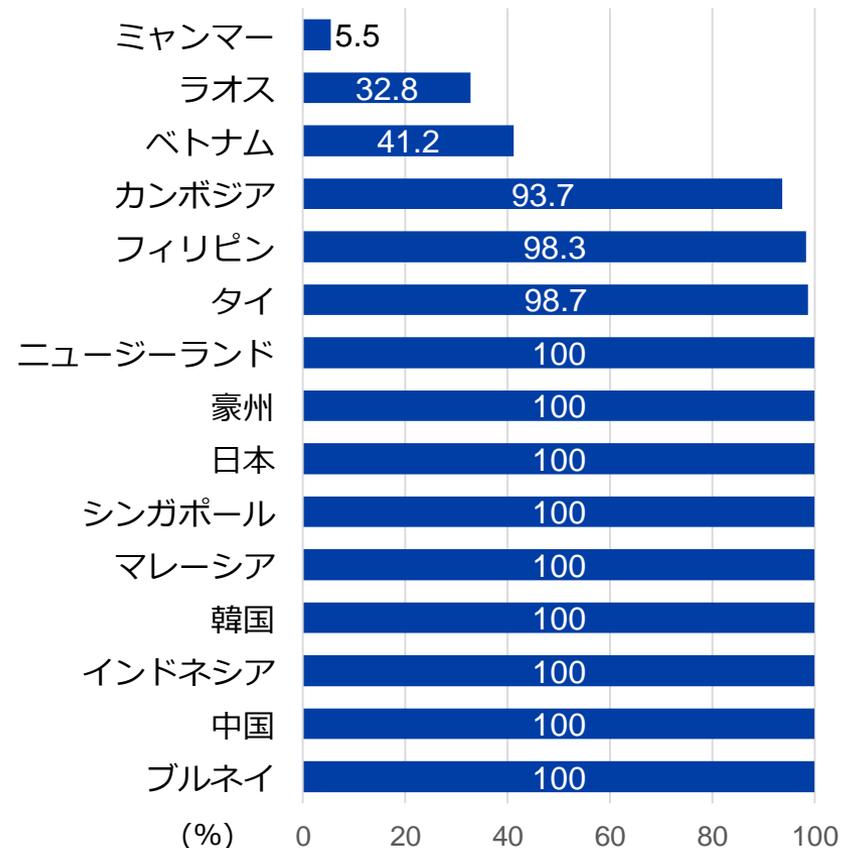
WTO加盟国による協定履行率



各区分の内容

先進国	先進国が協定発効（17/2/22）時点で履行を開始する条項（全238条項）
区分A	途上国が協定発効と同時、LDCsが同1年以内に義務の履行を開始する条項（各国が通報）
区分B	途上国が協定発効後1年以内、LDCsが3年以内に履行開始の確定日を通報する条項
区分C	途上国・LDCsが施行にあたり他国の能力援助を必要とする条項。必要な取り決めなどを済ませたうえで、途上国は2年半以内、LDCは5年半以内に履行開始の確定日を通報

アジア主要国（RCEP協定加入国）の協定履行率

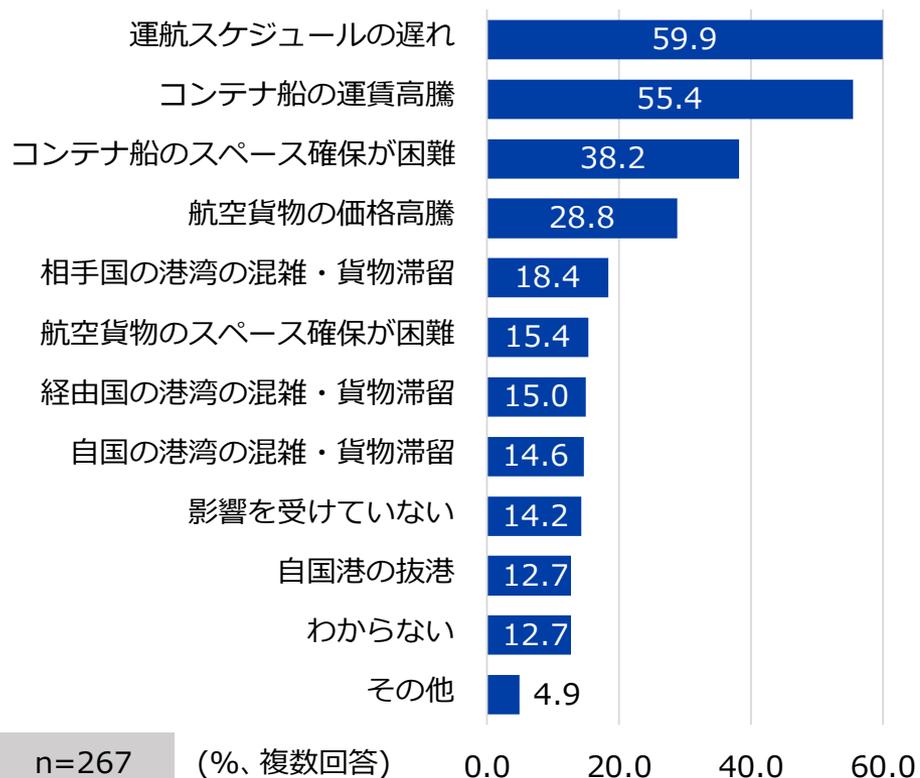


(出所) WTO, Trade Facilitation Agreement Database (22年3月14日時点)

4 | (参考) コロナ禍のサプライチェーンは未曾有の混乱

- 需要回復局面でサプライチェーンは未曾有の混乱。各国企業・政府は混乱の影響抑制の対応を模索
- 今こそ、通関を含む貿易関連の手続きの簡素化、関連書類のデジタル化、リモート検査対応、さらには緊急対応に関する周辺国との事前合意などを、各国政府・関係機関が連携して進めることが必要

国際物流の混乱による自社への主な影響



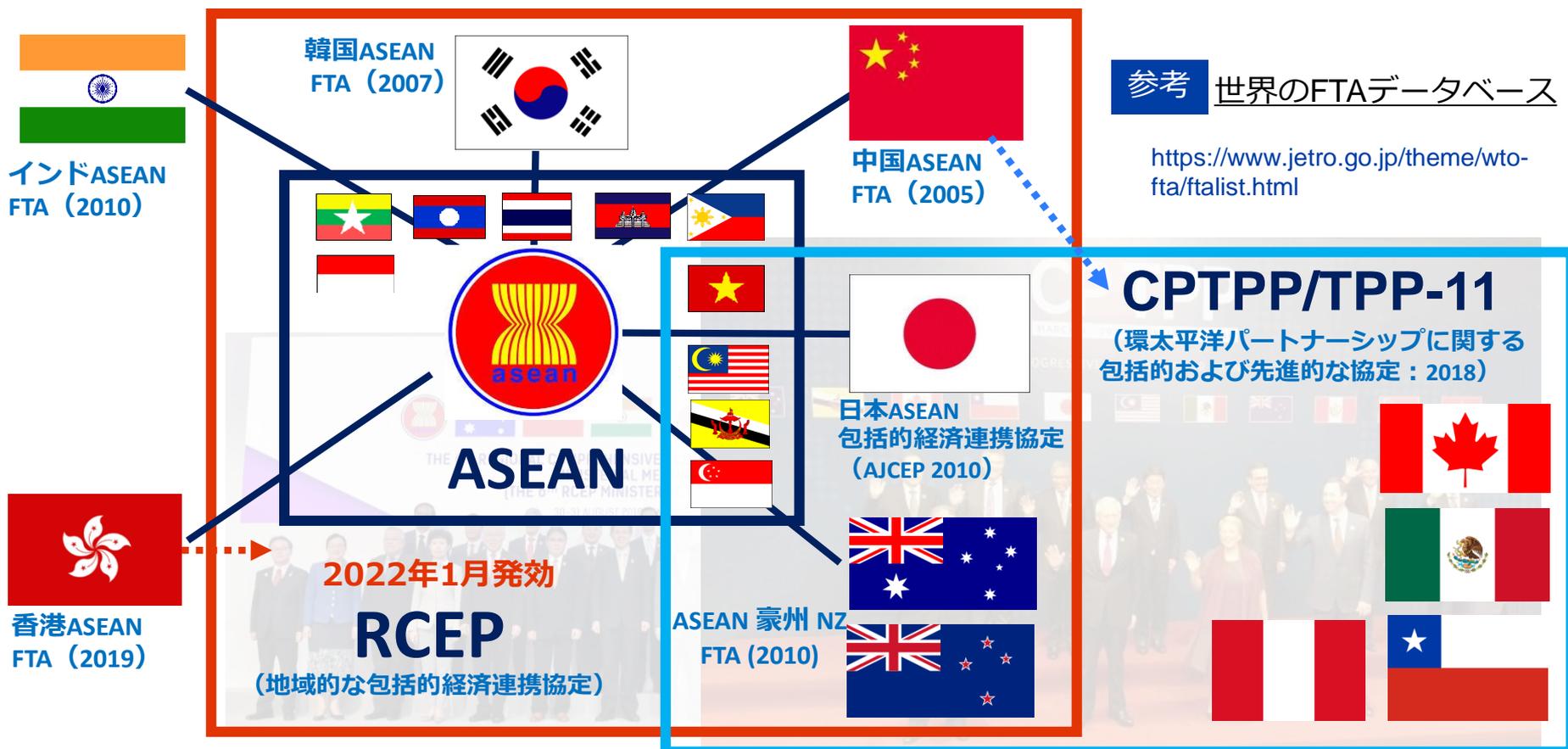
混雑・輸送費高騰等の解消時期の見通し



5 | メガFTAの進展が促すルール・制度の調和

- 2020年以降、世界で新たに55件のFTAが発効。22年1月には日本を含むメガFTA・RCEPが発効
- 発展段階や既存の制度、社会システム・インフラ整備状況に大きな違いのある多様な国家が幅広い分野で貿易・投資の自由化やルール・制度の調和、手続きの共通化を図る新たなメガFTA

アジアの広域FTAネットワーク



6 RCEPにおける貿易円滑化の規定

- RCEP協定の第4章「税関手続及び貿易円滑化」では、締約各国の関税法令の一貫性、および予見可能性、透明性の高い適用を促す措置を規定。
- 輸入予定貨物の関税分類（HS番号）、関税評価（課税評価額）、および原産性（原産地認定の適用）について、例外なく、輸入国税関が輸入者に書面で回答する事前教示制度の導入を義務付け。

「税関手続及び貿易円滑化」章の構成

条名	条文見出し
4.1	定義
4.2	目的
4.3	適用範囲
4.4	一貫性
4.5	透明性
4.6	照会所
4.7	税関手続
4.8	船積み前検査
4.9	到着の前の処理
4.10	事前教示
4.11	物品の引取りの許可
4.12	情報技術の利用
4.13	認定事業者のための貿易円滑化措置
4.14	危険度に応じた管理手法
4.15	急送貨物
4.16	通関後の監査
4.17	引取り許可の所要時間調査
4.18	審査の請求及び意義の申立て
4.19	税関協力
4.20	協議及び連絡部局
4.21	実施措置
附属書4A	約束実施のための期間

第4.10条 事前教示

関税分類・**評価**・原産性のいずれについても、必要な情報の受領後、**可能な限り、90日以内に書面で回答を行う義務や、教示された内容を原則として、少なくとも3年間有効なものとする義務**を規定。

第4.11条 物品の引取り

一般貨物について可能な限り、貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後、**「48時間以内」の引き取り期限を明示**。

第4.15条 急送貨物

急送貨物については通常の状態において貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後、可能な場合には**「6時間以内」の引取り期限明示**。

附属書4A 約束実施のための期間

ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの8カ国が、一部の措置を対象に、猶予期間としての「約束の実施のための期間」を個別に指定。

(出所) 「地域的な包括的経済連携協定」(外務省) から作成

7 | 貿易円滑化関連措置の実施期限（猶予期間）

- 第4章の規定する貿易円滑化措置に関し、協定の附属書（4-A）では、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの8カ国が、それぞれ一部の措置を対象に、いわば猶予期間としての「約束の実施のための期限」を個別に指定

税関手続き及び貿易円滑化の約束実施の猶予期間

	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	その他猶予期間設定国
関税法例の一貫性（第4.4条）	✓	✓	5年	✓	中国:5年
透明性（第4.5条）	✓	✓	5年	✓	なし
照会所（第4.6条）	✓	✓	2年	✓	なし
税関手続き（第4.7条）	✓	✓	5年	✓	なし
到着の前の処理（第4.9条）	5年	✓	5年	23年12月末	なし
事前教示制度（第4.10条）	✓	3年/5年	5年	21年12月末	インドネシア:22年2月末
物品引取りの許可（第4.11条）	5年	3年/5年	5年	21年12月末	なし
情報技術の利用（第4.12条）	5年	3年/5年	5年	✓	なし
認定事業者のための貿易円滑化措置（第4.13条）	5年	5年	5年	23年12月末	ブルネイ:22年2月末
危険度に応じた管理手法（第4.14条）	✓	3年	5年	23年12月末	インドネシア:22年2月末
急送貨物（第4.15条）	5年	3年/5年	5年	23年12月末	マレーシア:22年2月末
通関後の監査（第4.16条）	✓	✓	5年	21年12月末	なし
引き取り許可の所要時間調査（第4.17条）	✓	✓	5年	✓	なし
審査の請求及び異議申立（第4.18条）	✓	✓	✓	✓	ブルネイ:23年3月末
税関協力（第4.19条）	5年	✓	5年	✓	なし
協議および連絡部局（第4.20条）	✓	✓	5年	✓	なし

(注1) 表に記載の年数協定発効日から同年数以内に各条のそれぞれの規定の完全な実施が開始されるという意味

(注2) 確定日（例えば「23年12月末」）は、特定の約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう

(注3) ✓は、猶予期間の設定なし（発効と同時に完全な実施を開始）（出所）外務省「RCEP協定文」付属書4Aより作成

8 | FTAを通じた貿易円滑化がもたらす効果

1 近年のFTAが規定する貿易円滑化措置のメリット

- WTOを上回る高い水準のルール設定を通じた国際貿易の予見可能性、透明性の向上
- 手続きの簡素化や標準化によるコストの低減、時間短縮
- FTA締約国が相互に約束・実施する貿易円滑化措置の域外への均てん化
 - 関税削減（締約国間のみ相互適用）と異なり、FTAの域外国・地域からのアクセスに対しても、同様の扱いを適用する特性

2 WTOの多国間枠組みに対するFTAの補完可能性

- 途上国を含むFTA締約国に対し、措置の明確な期限と強制力を規定（RCEPなど）
 - 到着貨物引き取りにかかる期限の設定
 - 事前教示制度に関する書面での回答期限、教示内容の有効期限など
 - 輸出入手続きの単一窓口化、電子化・自動化（シングルウインドウ）
- WTO貿易円滑化協定の各条項に対する途上国の早期のコミットメントを促す効果

3 サプライチェーン途絶リスクの回避と迅速な対応（今後の課題）

- 有事の際にも貿易・物流を円滑にできる取り組み（リモート検査対応、必需品への手続き緩和、関税等支払いの柔軟化、中小企業支援等）の事前合意と対応
- コロナ禍で導入された時限的な貿易円滑化措置などの恒久化（FTAを通じたルール化）

本日の内容

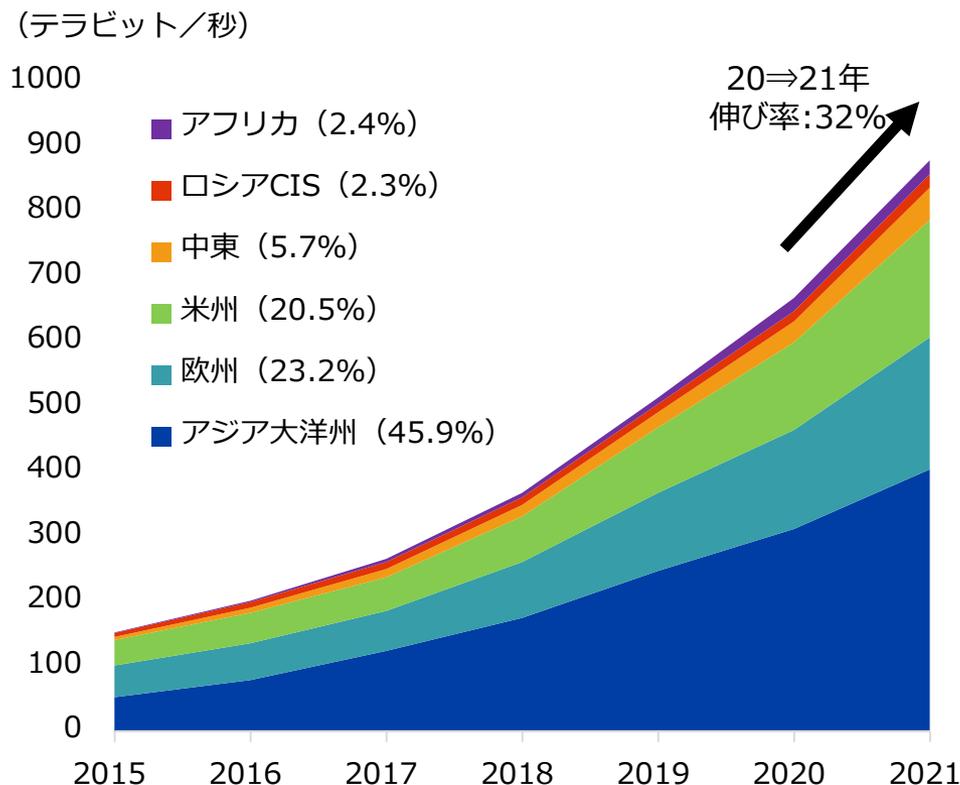
I. WTO貿易円滑化協定とFTA（RCEP）

II. WTO電子商取引交渉とFTA

1 | 急拡大する世界の越境データ流通、越境EC市場

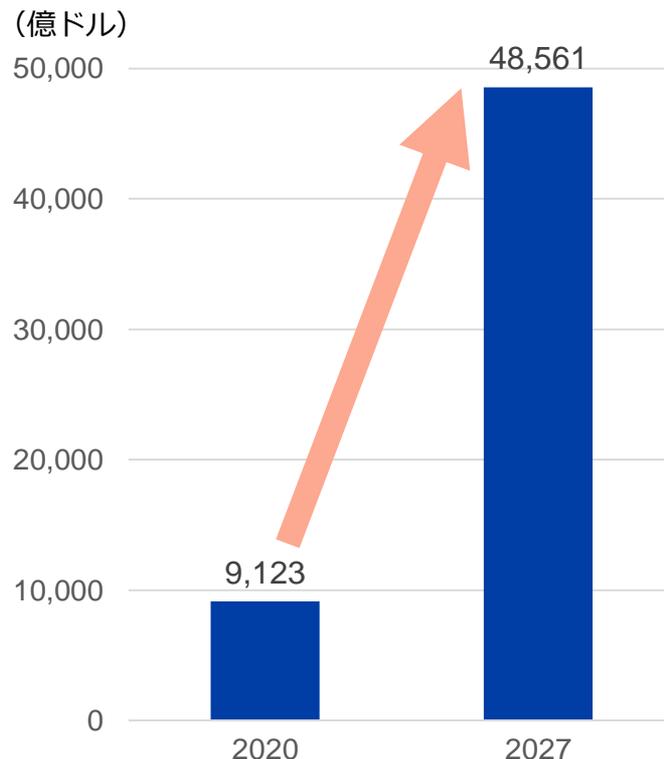
- IoTやAIの普及など、デジタル経済の進展により、膨大なデータがインターネットに蓄積され、国境を越えて移動。世界の越境データ流通容量（越境帯域幅）は2015年以降、6倍近くに拡大。
- 世界の越境EC市場は2020年の約9,000億ドルから2027年には約5兆ドルまで拡大が見込まれる。

世界の越境データ流通容量（越境帯域幅）



(注) ①地域分類はITUによる。②かっこ内は2021年構成比。③2021年は推計値。
(出所) ITU (国際電気通信連合) から作成

世界の越境EC市場取引額（拡大予測）

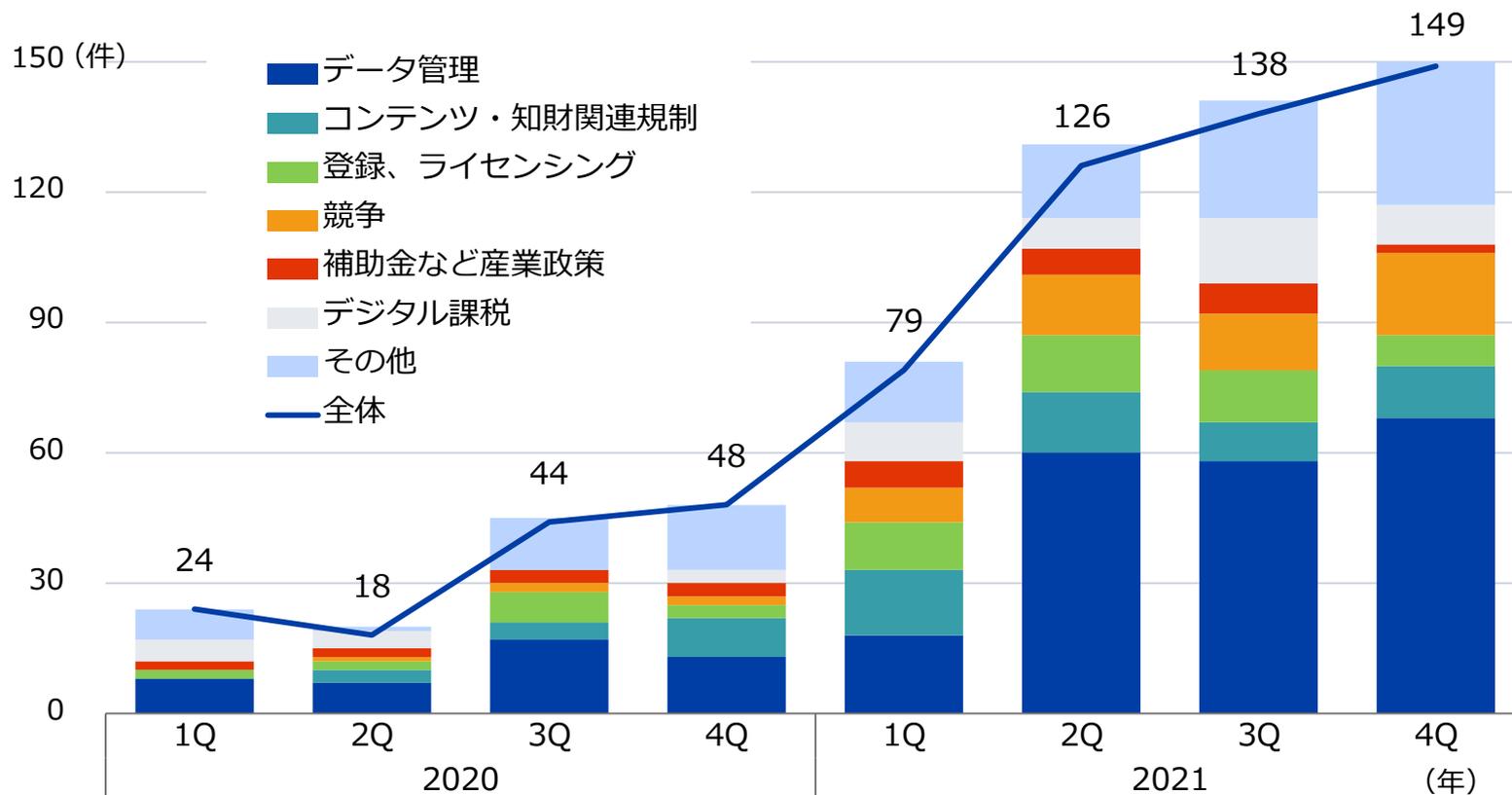


(出所) 経済産業省、「通商白書2021」

2 | 増加する各国独自のデジタル関連規制

- コロナ禍でのデジタルシフト加速に伴い、データ管理やコンテンツ規制などの規制導入が増加。中国でのデータ関連法の施行による管理・審査の強化をはじめ、**デジタル保護主義拡大の懸念**も。
- プライバシーやデータの越境移転につき、現状は国ごとの法規制への対応が求められる中、国際的なルールの調和に対する産業界のニーズが拡大。国際機関の取り組みも進展。

世界のデジタル関連規制の導入状況



(注) ①データベースに収録されている措置のうち、2022年3月15日時点で履行・導入済みの主要措置（分野別）と全体合計件数。

②複数分類にまたがる措置もあるため、全体件数と分類別の合計が一致しない。

(出所) “Digital Policy Alert”(Global Trade Alert)データから作成

3 | 主要な国際枠組みでのデジタルルール形成の議論

- デジタル分野の国際ルールの不在という課題に対し、国際的枠組みでのルール策定の議論が加速。
- WTOの電子商取引交渉に加え、G20でデータの越境移動のルール、APECでは個人情報保護に関し事業者評価の仕組みを議論。OECDでは2023年導入の国際的なデジタル課税のルールを策定。

デジタル貿易に関するルール形成の取り組み

	WTO	G20	APEC	OECD
主要な論点	電子商取引の自由化	信頼性のある自由な越境データ流通	プライバシー保護の調和	デジタル経済への課税
概要	電子的送信に対する関税不賦課とECに関する作業計画の作成	データ流通・ECに関する国際的なルール作りを進める大阪トラックに基づき、DFFTを提唱	越境プライバシールールの策定：事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための手段	物理的拠点を持たない多国籍企業の課税逃れを防ぐための国際統一ルール
今後の注目点	WTO第12回閣僚会議（2022年6月）	G20サミット（2022年10月）	主要国における個人情報保護法の施行・改定、および個人情報の越境移転にかかるルールの調和	2023年導入に向けた各国国内法の改定
ビジネスに影響する関連規制の例	関税不賦課のモラトリアムの取り扱い。将来的なデジタルコンテンツへの課税可能性	事業データの越境移転に対する国内保存義務、個人情報・知的財産保護	各国・自治体別の個人情報保護法令への対応にかかる事務コスト増大	各国による独自のデジタルサービス課税への対応

4 | 電子商取引関連の主なルール：意義と適用例

- 電子商取引をはじめとするデジタル貿易は、国外の企業・消費者とのビジネスの可能性を格段に向上。
- データの自由な移転の確保や、ビジネス展開先国からの過剰な要求を抑止する国際ルールの導入は、デジタル空間におけるビジネスの透明性向上やコスト低減を促す。

項目	事業者にとっての意義	ルール適用の例
デジタルプロダクトの無差別待遇	販売先の地場企業や他国企業と同じ条件で、デジタルプロダクトの販売などを行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本邦から相手国の消費者・企業にソフトウェアを販売する際、すでに相手国内で販売されている同種のソフトウェアと同等の条件が付与され、新たな販売条件が課されることはない。 ■ 本邦から相手国の消費者にゲームをオンライン配信する際、相手国産の同種のゲームには課されない販売制限を受けない。
電子的送信に対する関税不賦課	電子商取引の自由で公平な取引環境を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本邦から相手国企業・消費者に3Dプリンタの設計データを販売する際、相手国政府から当該データ（デジタル・コンテンツ）に対する関税の納付を要求されない。
情報の越境移転制限の禁止	EC事業の大前提である国境を越えた自由なデータ（情報）流通により、多様なビジネス機会を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者行動のパターンを分析するため、国外の現地子会社が保有する現地消費者の購買情報を本邦に自由に移転する。 ■ 進出先国で稼働する自社工場の稼働状況データをリアルタイムで本邦に移転し、本邦から生産調整を指示する。
コンピュータ関連設備の設置要求の禁止	多額の設備投資や拠点設置を回避し、ビジネスコストの増大を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自社サイトを利用した海外向けEC販売を行う際、販売で得た顧客情報を各販売先国内の物理的なデータサーバーに保存・管理する必要なく、自社のクラウド上で一元的に管理する。
ソースコードや暗号の開示要求の禁止	企業の機密情報であり製品の競争力にもなるソースコードを保護する製品のセキュリティを維持するとともに、技術流出を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国政府がソフトウェアのソースコードの開示を強要し、ソースコードが相手国企業に流出することを防ぐ。 ■ ITセキュリティ製品の安全性を認証する条件として、特定の暗号の使用を要求されない。

5 | WTO電子商取引ルール：交渉経緯

- 1998年に交渉開始の方針が示されるも、一部途上国の反対などで停滞。2017年末、日本をはじめとする有志国連合によるプルリ（複数国間交渉）枠組みが始動。2019年より正式な交渉会合を開始。
- 2021年に一部条文で交渉進展。2022年から、高水準の規律導入に向けた議論が本格化する見通し。

1998年5月
第2回閣僚会議

- 電子送信に対する関税不賦課モラトリアムに合意（22年6月の閣僚会議まで延長措置が継続中）
- 電子商取引に関する貿易問題を検討するための**作業計画の策定に合意**。（同年10月策定）

2017年12月
第11回閣僚会議

- 一部条文をめぐり交渉停滞したことを踏まえ、**日豪星が有志国会合を主催**。
- WTO交渉での「探究的作業（exploratory work）」開始など、今後の進め方を示す「**共同声明イニシアティブ（JSI）**」を发出。

下
段
へ

2019年6月
G20大阪サミット

- **Data Free Flow with Trust（DFFT）**に基づくデジタルルール推進：「**大阪トラック**」
- WTO交渉で、**第12回閣僚会議までに実質的な進捗を得ることを目指す**ことに合意。

2020年1月
非公式閣僚級会合

- 統合交渉テキスト作成で一致。
⇒12月に達成。参加国に配布

2021年12月
JSIに基づく共同声明

- **8条文（消費者保護、電子署名など）で進展**（「意見の十分な収れんを達成」）。
- **その他条文について、条文を統合**。2022年初めからの交渉強化に合意。

2022年6月
第12回閣僚会議 [P]

- ＜その他条文の例＞
- 電子送信への関税不賦課
 - 越境データ流通
 - データ・ローカライゼーション
 - ソースコード
 - 電子取引の枠組み
 - サイバーセキュリティ
 - 電子インボイス

6 | WTO・電子商取引交渉の主な項目と論点

- WTOではECルールの策定に向けて、2020年12月に各国の提案をまとめた統合交渉テキストを初めて配布。21年以降は同テキストに基づいて、論点ごとに作業部会を分けて交渉を継続。
- 電子送信に関税を賦課しない慣行（関税不賦課モラトリアム）の継続は次回（6月）閣僚会合が期限。モラトリアムの再延長、もしくはルールとしての恒久化に向けた議論の行方に注目。

統合交渉テキストの全体像

項目	具体的な論点	項目	具体的な論点
1. 円滑化 電子取引の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引に係る国内法の整備 ● 電子署名、電子認証 ● 電子契約 	3. 信頼性 消費者による信頼	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン上の消費者保護 ● 迷惑メールの受信防止
デジタル貿易の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● ペーパーレス貿易 ・インボイスの電子化 ・（有価証券などの）記録の電子的移転の実現 ・ロジスティクスや電子決済の円滑化 	個人情報保護 企業による信頼	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、プライバシーの保護 ・ソースコードの開示要求の禁止 ・ICT製品の暗号開示要求の禁止
関税	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的送信に対する関税不賦課の恒久化 	4. 横断事項 法令の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の公表とアクセシビリティ ・パブリックコメントをする機会の確保 ・通知や報告の仕組み
2. 自由化 無差別原則と責任	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルプロダクトに対する差別の禁止 ・EC事業者だけを対象とする許認可の禁止 ・プラットフォームサービス（双方向サービス）で発生する損害に係る利用者とプラットフォーム事業者の責任 	サイバーセキュリティ 途上国の能力開発	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセキュリティーに係る協力 ・能力開発や技術支援の手段 ・利害関係者間の協力体制
情報の流通	<ul style="list-style-type: none"> ・国境を超える情報の移動 ・コンピュータ関連設備の設置 	5. 電気通信	GATS・電気通信に関する附属書の改訂
インターネットとデータへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府公開データへのアクセス及び利用 ● インターネットへのアクセス ・オンラインプラットフォームへのアクセス 	6. 市場アクセス	物品・サービス市場のアクセスの改善

(注) 赤字は作業部会レベルで最終合意に至った又は最終合意に近いと発表された論点。
(出所) UNCTAD資料とWTOプレスリリースから作成

7 | FTAによるデジタル貿易ルールの整備・調和

- 近年のFTAは、各国が相次いで導入する各種規制も念頭に、デジタル貿易に関するより広範な規律を実現。FTAがデジタル関連のルールを調和し、ビジネスの予見可能性の向上に寄与する可能性
- デジタルルールの基準である「TPP三原則」をはじめ、自由化や信頼性に関する条項の拡充が顕著

FTAが設けるデジタル関連規律の主な項目と同項目を有する新たな協定の数（発効年ベース）

類型	項目	2001～ 2005	2006～ 2010	2011～ 2015	2016～ 2020
円滑化	国内の電子的な取引の枠組み	9	15	24	17
	電子認証および電子署名	5	13	23	23
	貿易に係る文書の電子化	6	12	19	15
	インターネットの相互接続料の分担交渉の認可	0	0	0	3
自由化	電子的送信に対する関税不賦課	9	15	26	23
	デジタル・プロダクトの無差別待遇	3	10	8	10
	コンピューターを利用した双方向サービスの提供者や利用者の責任	0	0	0	2
	◎情報の電子的手段による国境を越える移転	0	0	3	5
	◎コンピューター関連設備の設置要求の禁止	0	0	0	11
	金融サービスにおけるコンピューター関連設備の設置要求の禁止	0	0	0	2
	政府公開データへのアクセスおよび利用拡大	0	0	0	2
信頼性	オンラインの消費者の保護	7	14	26	24
	要求されていない商業上のメッセージに対する措置	0	3	14	21
	国際基準に基づく個人情報の保護	5	3	11	14
	◎ソースコード開示要求の禁止	0	0	0	7
	アルゴリズム開示要求の禁止	0	0	0	1

(注) ①◎は「TPP三原則」。③2019年以降は全FTAを網羅しておらず、出所に収録されている協定に限定して分類。

(出所) “The TAPED” (University of Lucerne) から作成

8 | メガFTAの電子商取引に関する規律（比較）

- 電子商取引におけるTPP3原則（①データフリーフロー、②データローカライゼーション要求禁止、③ソースコード開示要求禁止）のうち、RCEPは①および②を規定。③は将来的な見直しの対象。
- RCEPでは電子商取引章全体が、紛争手続き(19章)の適用対象外となっている。

CPTPPとRCEPの電子商取引章の主な規定の比較

	CPTPP	RCEP
デジタルプロダクトへの無差別待遇	○	なし（対話を継続）
電子的送信への関税不賦課	○	締約国が自国の慣行を維持
越境データ移転を妨げる措置の禁止（データフリーフロー）（①）	○	○ （CPTPPとは実効性の面で差異）
データローカライゼーション要求の禁止（②）	○	○ （CPTPPとは実効性の面で差異）
例外措置（①および②）	「公共政策の正当な目的」での例外あり （安全保障上の例外は別章で規定）	<ul style="list-style-type: none"> • 「公共政策の正当な目的」での例外あり。その実施の必要性は締約国が決定すると明記。 • 「安全保障上の重大な利益の保護」のための例外措置に関し、他の締約国が争ってはならないと明記
ソースコード開示要求の禁止	○	なし（対話を継続）
暗号開示要求の禁止	○（別章で規定）	なし
紛争解決手続	○（対象）	対象外（発効5年後に再検討）
その他	ベトナムは（無差別待遇、①、②）、マレーシア（無差別待遇、①）は発効から2年間、紛争解決手続き不適用	CLMVは協定効力を生ずる後5年間（必要に応じ8年間まで）、ベトナムについては同5年間、適用義務を負わない。（①および②）

9 | WTO電子商取引ルール：今後の争点

- 日本を含む共同議長国（日豪星）、米国、EUなどは「TPP3原則」など高い水準の規律導入を追求。中国は、公共政策目的や安全保障上の理由に基づく自国裁量での政策余地の確保を主張。
- 合意内容の適用範囲について、交渉国は「可能な限り多くの参加を促す」立場。インドや南アフリカは、全加盟国での規律化にはコンセンサス等が必要と反対意見を示す。

WTO電子商取引交渉における主要国・地域の立場および既存協定の規律水準

規律内容	WTO交渉（各国の主張）				主要FTA・デジタル協定での規律水準				
	日本	米国	EU	中国	CPTPP	日EU	日米	RCEP	DEPA
越境データフロー 移転制限禁止	○	○	○	・交渉全体で、各国の 規制裁量に配慮した 現実的成果を目指す ・規律の重要性を認め つつ、 <u>安全保障や国内 法規制との整合性</u> 等の配慮を求める	○	レビュー 条項	○	○ *主観的要件 での例外明記	TPP追認
データローカライ ゼーション要求禁止	○	○	○		○	レビュー 条項	○	○ *主観的要件 での例外明記	TPP追認
ソースコード開示 要求禁止	○	○	○		○	○	○	レビュー 条項	-

（出所）WTOウェブサイトや協定文書等を基にジェトロ作成

合意内容の適用範囲をめぐる主要国の立場

- ・交渉参加メンバーは、全WTO加盟国の交渉参加を促す立場。
- ・合意内容の適用範囲について、①全加盟国での規律化、②交渉国間のみで規律化・相互適用、③交渉参加国のみ規律化・義務を負わない加盟国にも均てん（MFN）、などが考えられる。
- ・（交渉不参加の）インドや南アフリカは、合意をWTO規律とするには、加盟国によるコンセンサスが必要と主張。

適用範囲		類似枠組み
WTO 加盟国	多角的 協定	貿易円滑化協定（TFA） 【設置協定第10条3項（2/3の支持）】
	MFN 均てん	情報技術協定（ITA） 【各国譲許表に反映】
交渉参加国・地域 （複数国間協定）		政府調達協定（GPA） 【同第10条9項（閣僚会議の同意）】

10 | WTOの複数国間交渉を補完するFTA

1 電子商取引に関する国際ルール形成の必要性

- コロナ禍で加速したデジタルシフトにより国境を越えたデータ流通に拍車。デジタル空間でのビジネスの透明性や消費者の安全性を確保するための共通ルールが不在。
- 各国・地域は、WTOなどをはじめとする国際枠組みの成立を待たず、国家の安全保障確保や、自国産業保護・発展などの政策目的に基づくデジタル関連規制を相次いで導入。
- 一部の国や地域で、データ管理や審査の強化など、デジタル保護主義台頭の懸念も。

2 WTOの電子商取引交渉に先行するFTAのルール形成の意義

- 近年のFTAは、各国が相次いで導入する各種規制も念頭に、デジタル貿易に関する広範な規律を実現。FTAがデジタル関連ルールを調和し、ビジネスの予見可能性の向上に寄与。
- 一部の国で台頭するデジタル保護主義への対抗に加え、「TPP三原則」をはじめ、WTO有志国交渉のベンチマークとなる新たなルールを設計。
- 自由なデータ流通によるビジネスの円滑化・効率化。強制的な技術移転や機密情報の開示要求禁止による技術流出の防止など。

3 今後の注目点

- WTO閣僚会議での、電子的送信に関税を賦課しないという猶予措置の維持・恒久化の議論
- 有志国（86カ国）による電子商取引交渉が目指す2022年末までの議論の収れん。交渉参加国による合意内容の規律化、および適用範囲（意見対立あり）。
- FTAの拡大（CPTPPなど）や新たな枠組み（インド太平洋経済枠組みなど）形成の動き

ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 国際経済課

伊藤 博敏



03-3582-5177



ORI@jetro.go.jp



〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。